

対支二一ヶ条要求と米国の態度(一)

池田十吾

目次

- 要求の提出とその内容
- まず英国政府に問う
- 國務長官珍田大使を追及す
- 婉曲に希望条項の事実を問う
- 米国政府内の議論
- 米国政府内の所信表明は日本を批難
- 日米間における福建問題

要求の提出とその内容

一九一五(大正四)年一月一八日、日置益北京駐在公使は袁世凱大統領に面会し、一四ヶ条の要求と七ヶ条の希望とを提出した。^①世にいう二一ヶ条の要求がこれである。これらの二一ヶ条は五種類に大別され、第一号から第四号までが要求条項を構成し、第五号が希望条項に該当する。第一号は、山東省に関する要求であって四ヶ条から成り、第二号は、南滿州及び東部内蒙古に関する要求であって七ヶ条から成り、第三号は、漢冶萍公司に関する要求であって

二ヶ条から成り、第四号は、支那沿岸の港湾及び島嶼不割譲に関する要求であって一ヶ条から成り、第五号は、日支間の諸懸案解決に関する希望であって七ヶ条から成っている。支那との交渉におけるのみならず、米英との接衝において最も問題となったのは第五号の希望条項であった。要求及び希望条項の全文は次の如くである。^②

第一号

日本国政府及支那国政府ハ偏ニ極東ニ於ケル全局ノ平和ヲ維持シ且両国ノ間ニ存スル友好善隣ノ関係ヲ益々鞏固ナラシメンコトヲ希望シ茲ニ左ノ條款ヲ締約セリ

第一条 支那国政府ハ独逸国カ山東省ニ関シ条約其他ニ依リ支那国ニ対シテ有スル一切ノ權利利益讓与等ノ処分ニ付日本国政府カ独逸国政府ト協力スヘキ一切ノ事項ヲ承認スヘキコトヲ約ス

第二条 支那国政府ハ山東省内若クハ其沿海一帯ノ地又ハ島嶼ヲ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラズ他国ニ讓与シ又ハ貸与セサルヘキコトヲ約ス

第三条 支那国政府ハ芝罘又ハ竜口ト膠州灣ヨリ濟南ニ至ル鉄道トヲ聯絡スヘキ鉄道ノ敷設ヲ日本国ニ允許ス

第四条 支那国政府ハ成ルヘク速ニ外国人ノ居住及貿易ノ為自ラ進テ山東省ニ於ケル主要都市ヲ開クヘキコトヲ約ス其地点ハ別ニ協定スヘシ

(即テ支那側ヘハ最初ヨリ右ノ通修正ノ上見出シタルナリ)

第二号甲案

日本国政府及支那国政府ハ支那国政府カ南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル日本国ノ優越ナル地位ヲ承認スルニヨリ茲ニ左ノ條款ヲ締約セリ

对支二ヶ条要求と米国の態度(一)(池田)

對支二一ヶ条要求と米国の態度(一)(池田)

八

第一条 両締約国ハ旅順大連租借期限竝南滿洲及安奉兩鐵道各期限ヲ何レモ更ニ九十九ヶ年ツツ延長スヘキコトヲ約ス

第二条 日本国臣民ハ南滿洲及東部内蒙古ニ於テ各種商工業上ノ建物ノ建設又耕作ノ為必要ナル土地ノ賃借權又ハ其所有權ヲ取得スルコトヲ得

第三条 日本国臣民ハ南滿洲及東部内蒙古ニ於テ自由ニ居住往来シ各種ノ商工業及其他ノ業務ニ従事スルコトヲ得

第四条 支那国政府ハ本條約附屬書ニ列記セル南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル諸鉦山ノ採掘權ヲ日本国臣民ニ許与ス

「第四条 支那国政府ハ南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル鉦山採掘權ヲ日本国臣民ニ許与ス其採掘スヘキ鉦山ハ別ニ協定スヘシ(即チ支那側ヘハ最初ヨリ右ノ通ニ修正訂正セルナリ)」

第五条 支那国政府ハ左ノ事項ニ関シテハ予メ日本国政府ノ同意ヲ經ヘキコトヲ承諾ス^③

(一) 南滿洲及東部内蒙古ニ於テ他国人ニ鐵道敷設權ヲ与ヘ又ハ鐵道敷設ノ為ニ他国人ヨリ資金ノ供給ヲ仰クコト

(二) 南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル諸税ヲ担保トシテ他国ヨリ借款ヲ起スコト

第六条 支那国政府ハ南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル政治、財政、軍事ニ関シ顧問教官ヲ要スル場合ニハ必ス先ツ日本国ニ協議スヘキコトヲ約ス

第七条 支那国政府ハ本條約締結ノ日ヨリ九十九ヶ年間日本国ニ吉長鐵道ノ管理經營ヲ委任ス

第二号乙案

第二条 支那国政府ハ外国人ノ居住及貿易ノ為自ラ進テ本條約附屬書ニ列記セル南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル諸都市ヲ開クヘキコトヲ約ス

第三条 支那国政府ハ両締約国臣民カ合辦ニ依リ南滿洲及東部内蒙古ニ於テ農業及附随工業ノ經營ヲ為サントスルトキハ之ヲ承認スヘキコトヲ約ス

第三号

日本国政府及支那国政府ハ日本国資本家ト漢冶萍公司トノ間ニ存スル密接ナル關係ニ顧ミ且兩國共通ノ利益ヲ増進センカ為左ノ條款ヲ締約セリ

第一条 両締約国ハ将来適當ノ時機ニ於テ漢冶萍公司ヲ兩國ノ合辦トナスコト竝ニ支那国政府ハ日本国政府ノ同意ナクシテ同公司ニ属スル一切ノ權利財産ヲ自ラ処分シ又ハ同公司ヲシテ処分セシメサルヘキコトヲ約ス

第二条 支那国政府ハ漢冶萍公司ニ属スル諸鉱山附近ニ於ケル鉱山ニ付テハ同公司ノ承諾ナクシテハ之カ採掘ヲ同公司以外ノモノニ許可セサルヘキコト竝ニ其他直接間接同公司ニ影響ヲ及ホスヘキ虞アル措置ヲ執ラントスル場合ニハ先ツ同公司ノ同意ヲ經ヘキコトヲ約ス

第四号

日本国政府及支那国政府ハ支那国領土保全ノ目的ヲ確保センカ為茲ニ左ノ條款ヲ締約セリ
支那国政府ハ支那国沿岸ノ港灣及島嶼ヲ他国ニ譲与シ若クハ貸与セサルヘキコトヲ約ス

第五号

一、中央政府ニ政治財政及軍事顧問トシテ有力ナル日本人ヲ傭聘セシムルコト
二、支那内地ニ存在スル日本ノ病院、寺院及学校ニ対シテハ其土地所有權ヲ認ムルコト（註、提案ノ際「存在スル」ヲ「於ケル」ト改ム）

对支二一ヶ条要求と米国の態度（一）（池田）

三、従来日支間ニ警察事故ノ発生ヲ見ルコト多ク不快ナル論争ヲ醸シタルコトモ尠カラサルニ付此際必要ノ地方ニ於ケル警察ヲ日支合同トシ又ハ此等地方ニ於ケル支那警察官庁ニ多数ノ日本人ヲ傭聘セシメ以テ一面支那警察機関ノ刷新確立ヲ図ルニ資スルコト

四、日本ヨリ一定ノ数量(例ヘハ支那政府所要兵器ノ半数)以上ノ兵器ノ供給ヲ仰キ又ハ支那ニ日支合辦ノ兵器廠ヲ設立シ日本ヨリ技師及材料ノ供給ヲ仰クコト

五、武昌ト九江南昌線トヲ連絡スル鉄道及南昌杭州間、南昌杭州間鉄道敷設権ヲ日本ニ許与スルコト

六、福建省ニ於ケル鉄道、鉅山、港灣ノ設備(造船所ヲ含ム)ニ関シ外国資本ヲ要スル場合ニハ先ツ日本ニ協議スベキコト

七、支那ニ於ケル本邦人ノ布教権ヲ認ムルコト

第六号

支那国政府ハ日本国政府カ膠州灣租借地ヲ支那国ニ還付スル場合ニハ全部之ヲ商港トシテ開放スヘキコトヲ約シ且ツ日本国政府カ其指定スル地区ニ日本專管居留地ヲ設置スルコトニ同意ス

何故、帝国政府がかかる時機にかかる要求及び希望を提出するに至ったかの理由は、一九一四年八月二三日、第一次世界大戦に参加し、ドイツの膠州灣租借地を攻略して山東問題の善後策を講ずる必要に迫られると、この際それと併せてその他の日支間の諸懸案をも一挙に解決しようとしたこと。その主なものには関東州租借問題、満鉄及び安奉鉄道等があり、これらの租借期間はいずれもあと一〇年ないし二〇年で満期となることになっていた。そこで日清、日露戦争の貴重な犠牲により、日本が獲得した満蒙特殊権益は、是非とも半永久的なものに確保しておかねばならな

いとしたのである。^④

またその交渉の経過を一言すれば、一月一八日の日本政府原案に対し、二月一二日、支那政府から対案が提出された。その後帝国政府は談判の模様を鑑み、支那側の要望をも容れ、四月二六日、多大の譲歩を加えた修正案を提出した。支那政府はこれに対し、五月一日、対案を提出して最終的なものとした。五月七日、日本政府は回答期限を付した最終修正案（最後通牒）を提出し、支那は翌日これを受諾した。五月二五日、二個の条約と一三個の交換公文とに署名を終了した。

これより先日本政府は対支交渉後まもなく、第一号ないし第四号の各要求条項の概要を同盟国のイギリスに通告したが、その後他の諸国からも問合せがあったので、米、仏、露三国へも同様の通告を行なった。しかし第五号は希望条項に過ぎなかったため、イギリス始め他の諸国へも通知せず、その存在することさえ触れなかった。ところが支那側がこれを列国に内報したため、アメリカや支那の新聞にその内容が掲載されるに至り、あわてた日本政府は一面支那政府に嚴重に抗議するとともに、他面英、米、仏、露四国に第五号の条項全部を内告し、不当の要求でない旨の説得に努めた。^⑤

それでは日本の要求に対する米国政府の態度はどうであったか。

まず英国政府に問う

二月二日、米国政府はペイジ駐英米国大使に対し、次の如き訓電を発してまず英国政府に問合せをした。

「一九〇八年一月三〇日の高平・ルート交換公文によって日米両国政府は、現状維持もしくは機会均等主義を脅かす事件の発生した場合には、その有益と認める措置に関し、諒解を遂ぐるため互に意見の交換をなすことを約し

対支二一ヶ条要求と米国の態度（一）（池田）

ている。果して新聞に現われた日本の要求が精確なものであるとすれば、支那の保全も機会均等主義もともに脅かされているように思える。貴官が英国外務省から知り得るところを回答ありたし」。

米国政府の見解によれば、日本の対支要求には高平・ルート協定が適用され、従って米国政府は右に関し、日本政府から通報を受くべき権利あるものの如く解釈している。この点注意すべきである。二月一二日、ページ大使はグレイ・英国外相に面会した時、「英国政府は日本に問合せを行ったけれども、今日まで何等の釈明がない」と答え、同時に國務長官はワシントンにおいて、日本大使と会見し満足しているとの報告が来ているとして、在米英国大使からの電報をページに示した^⑥。日本政府は二月八日から九日に至り、希望条項を除き要求条項のみを英米仏露四国に通告しているのであるから、グレイ外相の「日本に問合せを行った」の答弁は要求条項以外に関するものと解釈せざるを得ない。

國務長官珍田大使を追及

二月八日、在米珍田大使は第五号の希望条項を除き、第一号から第四号までの希望条項のみを覚書にし、ブライアン國務長官に手交した。翌九日、東京においても加藤外相から右と同一の覚書をガスリー米国外相に交付した。その際加藤外相はガスリー大使に対し、(一)同一方法により英仏露の三国にもこれを交付したけれども、(二)その他の国には交付しなかったこと、(三)種々の理由により日支両国ともに目下交渉中のこれら提案が外局に漏れざらんことを切望し

ていること、(四)日本としては國務長官に本件提案の眞の性質を知って貰いたいこと、(五)この要求は支那の保全にも第三国の権利及び利益にも背反しないこと、(六)日本は青島たとその以南の地たとを問はず、支那の沿岸に海軍根拠地を欲していないけれども、他の国がかかる根拠地を持つことには反対であると語った^⑦。加藤外相が特に海軍根拠地の問題に言及したのは、一九〇〇年ジョン・ヘイ國務長官が、米國海軍の貯炭所として、台湾の対岸にある福建省の三沙湾を獲得せんと試みた歴史があるからである。

二月一六日、國務長官は珍田大使との会見において、新聞は日本が過日珍田大使から手交された覚書に列挙せる要求以上の大要求を行っていることを報道しつつあるが、これはいかなることかと問うたところ、これに対し珍田大使は、自分も新聞の記事は見たけれども、事実でないことを否定した。更にブライアンは、過日の覚書に含まれていない何等かの要求が行はれたことがあり得ると思わないかと詰め寄った時、珍田大使は右の覚書に含まれていないかと尋ねた時、同大使は格別な心当りはないと答えた^⑧。かかる誇張せる報道を世界に流布せしめた元兇は、ブライアン國務長官の部下である北京駐在米國公使「ポール・ラインシュ」であった^⑨。

婉曲に希望条項の事実を問う

二月一九日午後二時以前に、米國政府はワシントン駐在支那公使から、日本の対支要求及び希望条項の全文を入手

している^⑩。米国政府は故意にその事実を秘匿し、二月一九日午後三時東京のガスリー大使に対し、特に新聞報道として第五号の希望条項中、布教権に関する件と学校の病院等の土地に関する件とを除く他の五項目を示し、

果してこれらの要求が支那に提出されたとすれば、極めて憂慮に堪えない。何となればかかる要求は支那の政治的保全及び独立を脅威し、かつ均等待遇を受くる資格ある他国に対し、大なる差別待遇をなすことになるからである。米国政府は珍田大使から交付され、また貴官から送付された覚書を受領して安堵している。何となれば右の覚書は前述の新聞報道を完全に否定し、日本は新聞の報道するが如き意図をもっていない保障を与えているからである。貴官は日本政府に対し、同政府が右覚書において同政府の目的とする所を高平・ルート協定に基いて、米国政府に知らしてくれた行動を謝する旨を伝えられたし

との訓令を發した。再び高平・ルート協定に言及せるのみならず、その質問の婉曲なることに留意すべきである。

二月二一日、ガスリー大使は加藤外相に会見して右の訓令を執行した時、同外相はこれに対し、(一)日本の要求に関しては覚書にあるものが全部である。これらの要求(demands)は日本がいつまでも主張せんとするものであつて、支那が正当の理由なくこれを拒否すれば重大な事態になること、(二)これら要求の外に、支那の友好的考慮を希望する数個の案件が「要望もしくは希望(requests or wishes)」として提出されたこと、(三)顧問備聘の件に関しては、支那は各国の顧問を備つているのであるから同一資格ある日本人も備うことを希望すること、(四)警察の日支合同に關し「必要の地方」とあるのは満州を指すこと、(五)兵器購入の件に關しては、一定数量例えば半数を日本に仰ぐか、日支合弁の兵器廠の設置を要望すること、(六)福建省に關する要望は選択権(option)に外ならない。すなわち、日本がもし資金を供給し得ない場合には、支那はいつこれを求めても自由である。なおその事業のなかには造船業は含まれ

ていないこと、(七)この覚書において要求条項にのみ限定した理由は、他の条項は希望であつて、支那に提出した際にもそのことは明示してある旨をよく國務長官に諒解して貰はんことを切望すると説明した。^⑩翌二月二日、珍田大使は正式に第五号の希望条項全文を覚書に認めて、「要求」と「希望」との間には、大きな差違のあることを説明した。^⑪

米国内の議論

支那政府のみならず日本政府から正式に二一ヶ条の全文を入手した米国内政府は、これに対し如何なる態度を執るべきかの議論を始めた。第一は二月二日、ブライアン國務長官がウイルソン大統領に呈上した意見書である。第二は三月一日、ランシング國務省参事官が國務長官に提出した意見書である。

ブライアンの意見によると、七ヶ条の希望条項中、(一)第二条の学校、病院等の土地所有権を認めること、並びに第七条の布教権を認めることの二ヶ条は反対すべく理由がないから考慮する必要がないこと、(二)第一条の顧問備聘の件に関しては、支那政府が不公平な差別待遇はしないものと推定し得ること(顧問はその進言の受諾を強要する権力のないこと勿論である)。元来自国人を顧問に備えと要求する政府のあることを聞いたことがない。米国内政府はそんな要求はしない。しかしながら、支那が如何なる資格を問はず、米国人を備う場合には喜んでこれに応ずる、(三)第三条の日本警察官備聘問題は、珍田大使の説明もガスリー大使の報告もともに満州に限られているけれども、本件は希望

条項中最も脅威的なものである。警察官傭聘の地域を限定していない上、日本が支那の全般的警察制度に参与を望んでいるものと推論し得るからである。満州に限るとしても反対すべきである。ただし、満州が日本に併合されるものとすればこの限りでない。もし支那が満州を日本に割譲して、残余の部分に付て自由が獲得されるにおいては、満州の割譲も支那にとって価値あることかも知れないが、自分には判然としない。恐らく支那は満州の放棄を肯じまい。従つて、警察の合同管理を強要されることには当然反対する、(四)第四条の兵器の問題に関しては、如何なる国もかかる特権を要求するものはない。この問題は支那の管理と密接な関係がある。門戸開放政策を侵すことは言うに及ばず、支那の政治的独立をも害する。(五)第五条の鉄道問題は支那がその許与を望まない限り、日本にかかる「コンセッション」を与えるべきではない。支那は過去の経験に顧み、かかる「コンセッション」を与えずして支那自身その必要とする鉄道を建設することと思う。かかる「コンセッション」をある国の資本家に許すと、彼等はその延長を主張し、その鉄道の通過する地方を管理せんとする。あたかも今日のドイツ鉄道の敷設された山東省において、日本から要求が行われているが如くである、(六)第六条の福建省に関する規定は、事実上同省を他の諸国に閉鎖するものである。何となれば日本は外国資本が同省に入ることを許さない考えである。更に支那の一省を日本の管理下に置くことになる。要するに日本の希望条項に対しては、二個の反対がある。第一は、支那の政治的保全を脅威すること、第二は、各国の均等待遇に関する協定に干渉することである。故にもし大統領が本件につき、日本の注意を喚起せんとするには、二月一九日のガスリー大使宛電報を発する際執つた方法に従い、前記五ヶ条が要求として提出されずに単に希望として提出されたことに対し、満足の意を表わし然る後、右の五ヶ条の曲直に関し日米間に討議を行うべしというにある。二月二五日、大統領はこの國務長官の意見書に対し、米政府の見解を虚心坦懐に日本政府に提出するこ

とに賛成し、至急作業にかかるよう命じた。

ランシングの意見は、日本の対支要求は米国の条約上の権利を侵害し、今日まで日本政府が行った正式の確言に背反するとの理由で苦情を述べている。他方、日本が人口の増加によって国内的逼迫を受け、移民によってその逼迫を救わんがために海外領土を必要とする事情を理解するとしている。しかして日本の膨脹は、主として米国に対する日本人移民の原因となつてると同時に、排日法及び加州土地法に関して発生した紛争の根本的理由でもある。従つてもし米国政府にして、南満州及び山東に関する条約上の権利を主張することを差し控えるとすれば、日本の福祉を切望する日本の友人として、それを差し控えるのがよくはないかと思う。すなわち、日本の経済的状态を認識し、その状態から脱却するには、移民によって南満州を開発することゝを認むべきである。米国政府が日本に対する友好の精神及び日本の要望達成を切望する趣旨から、かくの如き政策を執るにおいては、日本政府からも互恵的に友好的待遇と好意とを期待するのが当然である。日本側における友好的精神は、次の如き宣言を行うことによつてこれを示し得る。

(一)日本は今後米国における土地保有に関する立法に対し、苦情を言わないこと。ただしかかる立法が侵権的性格を有し、もしくは既得権を大いに害する場合には、この限りにあらざること。

(二)日本は門戸開放主義を明白に再確認し、特に今回の要求によつて、影響を蒙る地域にこれを適用すること。^⑬

(三)日本は右の地域において、特定の營業を日本国民の独占としないこと、並びに日本の鉄道その他の運輸会社において日本国民、その他の貨物優先的運賃の取扱いをなさざること。

もしかかる線に沿うて日米間に取り引きが行われるとすれば、厄介な加州の土地紛争を免れるのみならず、もし今回

の日本の要求をそのまま看過すれば、殆んど避け難き将来の紛争をも大いにこれを防止し得る。いづれにしてもかかる取引を試みて、何等の実害はないではないか。米国の立場は決してこれを試みない前より悪くはならない。米国のこの提議が拒絶されたとしても、互いに適當の機会が来て、他の關係諸国とともに門戸開放問題並びに同主義の適用によって獲得した列国の権利を取上げて日本の行動を討議する場合、遙かに有利な立場になると言うにある。しかしながら、南滿州及び山東と移民問題とを交換せんとするランシングのこの意見は採用されずして、主としてブライアンの意見に従って日本と交渉することになった。三月一〇日、ウイルソン大統領は國務長官に対し、日本に公文を發送するよう催促し、在支公使よりの報告によれば、三月一二日までに支那は讓歩するか否かを求められているから、その日までに日本に届くよう發送するがよいと注意している。^⑮

米政府の所信表明は日本を批難

三月一二日、日本政府に發送すべき公文は大統領の許可を得て^⑯(大統領は二、三の措辞の変更を申出た)、國務長官は、翌三月一三日、珍田大使に対し次の如き長文の書類を送付した。^⑰

二月八日、貴大使は日本政府が支那に対し行わざるを得ずと考へた「要求」を記載した覚書を國務省に送られた。更に二月二二日、貴大使は日本政府が支那に考慮を迫った若干の「希望」を記載した追加覚書を本長官に交付された。米政府はこれら二個の覚書は、いわゆる「希望」は「要求」として支那に提出されたものでなく、右は

単に支那側の「友好的考慮」を求めた「野望」に外ならないことを知って喜んでいる。米国政府の理解する所によれば、「要求」と「希望」との区別は、後者はもし支那政府がその考慮を拒絶すれば強いてこれを求めないものと考ええる。これらの「希望」は、支那に対する日米両国の伝統的態度に関係するので、その効果につき米国政府の考えを次の如く貴大使に申し上げたい。日本政府の説明は卒直にして、友好的性質のものである。これらの問題に關し、米国政府が披瀝する見解も同一の友好的精神をもって、日本政府に迎えられるものと信ずる。

回顧すれば米国政府は、一八九九年、日英独仏露伊の六ヶ国政府に、次の三ヶ条の提案を行ってこれに対する正式の同意を求めた。

(一)これらの諸国政府は、支那に有する利益範圍もしくは租借地内における条約港もしくは既得利益に干渉せざることを。

(二)支那の条約税率は右の利益範圍内における一切の港（自由港はこの限りにあらず）に陸揚げ、もしくは輸送せらるる一切の商業に適用され、その商業が如何なる国籍の者に所属するかは問わないこと。その賦課せらるる税金は支那政府がこれを徴収すること。

(三)これらの諸国政府は、右の利益範圍内の港に往来する他国の船舶に対し、自国の船舶に対する以上の高率の港税を賦課せざること。また右の利益範圍内に建設、管理、運営せらるる鉄道において、同種にして同一距離を運搬せらるる他国国民の商業に対し、自国民に対する以上の運賃を課せざること。

日本の外務大臣はこれに対し、一八九九年二月二六日、東京駐在米国公使に公文を送って「帝国政府は他の關係諸国全部がこれを受諾するにおいては、米国の公正なる提議に同意を躊躇せざるものである」と確言した。他の

諸国も同様にこれを受諾した。

米国政府は団匪事變の結果、支那に執るべき態度に関し他国から相談を受けたので、一九〇〇年七月三日、日英独仏露伊澳の七ヶ国に対する回答において、次の如くその見解を披瀝した。

「米国政府の政策は、支那に恒久の安全と平和とを招来し、支那の領土的及び行政的保全を維持し、条約及び国際法によって友好国に保障された一切の権利を保護し、世界のために支那帝国の全地域との均等にして公平なる通商を擁護するにある」。

この回答に対し日本の外務大臣は、東京駐在米国公使を経て、米国政府と見解を一にする旨を開陳した。(中略) 日本が支那帝国の政治的独立及び領土的保全の維持、並びに支那の商業上及び産業上において、各国に機会均等を確保することに特殊の利益をもっていることは、これを確認した一九〇二年の日英同盟協約、日露戦争開始当時の日本の声明、一九〇五年の日英同盟条約、一九〇五年のポーツマス条約、一九〇七年の日仏協商、一九〇七年の日露条約に言及される。最後に日米両国は、一九〇八年一月三〇日、極東における両国の政策を声明せる公文の交換を行っている。その公文には次の如き文句がある。

四、両国政府はその権内に属する一切の平和的手段により、清国の独立及び領土保全並びに同帝国における列国の商工業に対する機会均等主義を支持し、清国における列国の共通利益を保存するの決意を有す。

五、前述の現状維持または機会均等主義を侵害する事件発生するときは、両国政府はその有益と認める措置に関し、協商を遂ぐるがため互に意見を交換すべし。

日本政府が支那に対する提案を米国政府に通報した理由は、「これらの主義を侵害する事件発生するときは、互

に意見を交換すべし」という本協定の精神に基いて行動せんとしたがためであると思惟する。本長官がこの書類を貴大使に送るのも、一九〇八年の協定を締結するに至った相互の尊敬と友好の感情とに従って履行せんがためである。米国政府は日本政府と同一の目的を有するがためのみならず、更に米国政府に約定を寄託した列国に対し、その約束を脅かす場合、これを看過すべからずという徳義上の義務を感じているからである。米国政府としては、日本が相互信頼を保持するものと確信する。同時に支那の独立、保全及び通商に関し、日本政府が繰り返してきた確言に信頼し得ること。日本が右確言の精神に背反する何等の措置を執らざることを信ずるものである。

過去六〇年間米国の宣教師及び教師は、支那における宗教上及び教育上の事業に犠牲を払った。若干の地方には米国の資本が投下され、米国の産業がある。米国人の活動は全て政治的なものであつたことがない。主として通商的なものであつて、支那の施政上の政策に如何なる影響を与えるかは考えていない。これら二つの利益の結果として、米国人は広範囲に亘り支那の経済的開発に合法的参加を行うことに関心をもつに至つた。他国においては、私人の企業に委ねられた多数の計画が支那においては、必然的に政府の指揮下に行われている。それがために米国市民及び米国資本が若干の公共企業に関係している。例えば河川の改修事業及び湖広鉄道計画等の如くである。米国にとって重大事項は支那との間における広汎なる条約上の権利である。これら条約上の権利は、概して通商上の特権並びに支那における米国人の保護に関するものである。これら条約上の権利並びに支那における経済的利益の増大するに鑑み、米国政府は日本政府が、目下成長発達の危険な段階にある支那新共和国政府に提出を得策と認められた提案の若干に対し、重大な関心をもつてこれを注目している。

米国は主義上並びに一八四四年、一八五八年、一八六八年及び一九〇三年の支那との条約に基き、山東、南満州

及び東部蒙古に関する日本の要求に反対すべき根拠をもっているけれども、米国は領土の接壤が日本とこれらの地方との間に、特殊の関係を創設することを卒直に承認する^⑧。従って米国政府はこの際、日本の提案の第一号及び第二号に関しては疑問を提起する考へはない。第三号並びに第五号の第二、第五、第七項に関しても米国政府は、支那における米国もしくは米国民の現存の権利及び利益に特別の脅威を与えるとは思わない。

しかしながら、米国政府は第五号第四項の兵器の購入を日本に制限せんとする件、並びに第五号第六項の福建省の開発を独占せんとする件は、これが実現すれば、他国の商工業に対する機会均等主義に背反すると考へる。米国民は福建省のみならず、その他の省の通商的開発に参与する権利を主張し得る。米国はもし「コンセッション (concession)」に関し、一国に特別の優先権が与えられるにおいては、米国の商工業に対し甚大なる多くの不利益があることに無関心たり得ない。その一例は南満州鉄道の運営にこれを見る。すなわち、日本の船舶以外によって満州に搬入された貨物に対しては、しばらくの間差別待遇が行われた。この事例は広汎なる優先権もしくは選択権を伴う「コンセッション」の厄介な結果を示す。米国は他の一切の国と同様に、その市民をして自由に支那の中央政府及び地方政府と契約を締結する権利をもっている。第三国によってその権利の行使を妨害せしめ、非友誼的なものと見なすことはできない。何となれば、支那における米国各企業の有用性及び将来の有益性に関しては、各企業のおのの長所によって取扱われる。支那が東洋において、将来の政治的地位に及ぼす影響は、これを考へないからである。これらの二項(第五号第四項及び第六項)に掲載された権利および特権にして、日本が支那から獲得せんとするものは、米支条約によって得た米国人の権利と接触する。すなわち一八四四年の米支条約第一五条、一八五八年の米支条約第三条、一八六八年の米支条約第八条、一九〇三年の米支条約第三条及び第七条(条文はいず

れも省略)はいずれも最恵国待遇を規定し、日本が現にその臣民に排他的許与を求めていると同一の権利を米国人のために、支那に要求する権能を与えていること明白である。

なお、第四号の支那沿岸の港湾または島嶼の割譲または租借を禁止する件、並びに第五号第一条の行政、財政、軍事に適當な日本人顧問の傭聘を求める件、第五号第三項の「必要の地方に」支那の警察を日本と合同せんとする件に関し、注意を喚起する問題が残っている。第四号に関しては、日本は青島たとその以南の地たとを問わす、支那の沿岸に海軍根拠地をもつことは、日本にとって多大な価値であるからこれを欲しないけれども、他国が海軍根拠地をもつことには反対であると加藤外相から東京の米国大使に説明があつた。顧問傭聘の問題(第五号第一項)に関しては、米国は支那政府がこれを選択するに當って不公正な差別待遇はしないものと考えて差しつかえないと信ずる。米国政府の了解する所によれば、日本は八ヶ国を代表する支那共和国の顧問二五人中六名を出している。日支間に衝突の起つた若干の地方に合同警察を行わんとする件(第五号第二項)に関しては、米国政府はむしろこの計画はかかる衝突を減少せず、それを除去せんとする困難よりも、大なる困難を生じないかと憂慮する。更に一層重大なことは、支那がこれらの提案を受諾した場合、支那の領土的保全は侵害されないにしても、支那の政治的独立及び行政的保全は毀損されること明白であるという事実である。武器購入に関する第五号第四項についてもある程度同様のことが言い得る。従つて米国政府にとっては、これらの希望条項と支那の主権を保持することを調和することが困難になる。支那の主権保持は、日本が過去十有五年間米国及びヨーロッパの大国とともに、正式の声明、条約及び交換公文を以つて確約している所である。以つて米国は或る一外国が支那の政治的、軍事的もしくは経済的支配権を獲得することを無関心に看過することはできない。よつて米国は、日本政府がもし支那がこ

れを受諾すれば、支那の経済的及び産業的開発に米国への均等参加を排除し、支那の政治的独立を制限するに至る提案の受諾を支那に強要しないことが日本の利益に合致することを表明されんことを望む。米国政府の確信する所によれば、支那を強制してこれらの提案に屈服せしめんとすることは、支那人の憤激と利害関係国の反対を招き、その結果日本政府の欲せざる事態を招来するに至る。

米国政府はこの機会を利用して、過去における日米関係の特徴付ける友情と尊敬の念とを以って、米国は極東に對する日本の志望を眺めていることを申し上げたい。米国は東亞において、日本が卓越せる地位をもっていることを嫉みもしなければ、日支両国が相互の利益のために、密接に提携することを妬みもしないことを強調したい。米国はまた日本を妨害し、日本を困惑せしめかつまた支那を動かして、日本に反抗せしめんとするが如き意図はもっていない。米国の政策は本書類に披瀝する如く支那の独立、保全及び通商上の自由を保持し、支那における米国の合法的権利及び利益を擁護せんとするにある。

この公文の内容を分析すれば、第一は、支那の保全及び門戸開放に関する各国間の約束を説き、第二は、右に関する日本の言質を述べ、第三は、米国の支那における四大權益を説き、第四は、日本の提案と米国の条約上の権利との關係を述べ、第五は、日本の提案に反対する理由を説き、第六は、日本の提案の支那及び關係列国に及ぼす影響を述べ、第七は、日本の東亞における地位を述べたものである。この書類において「領土の接壤が、日本と山東及び滿蒙との間に特殊の關係を創定することを認めたる (territorial contiguity creates special relations)」点が、石井・ラニンング協定の基礎をなすに至ったことを注意すべきである。更に「東亞における日本の卓越せる地位 (Prominence of Japan in the East) を嫉みもしなければ、日支間の密接なる協力を妬みもしない」と言明せる点、並びに「支那

を動かして日本に反抗せしむる意図をもっていない」と声明した点は、日米友好にとって極めて重要なことである。かつまた、米政府が日本のいわゆる二一ヶ条の要求を以って、「支那の政治的、軍事的もしくは経済的支配権を獲得する」との解釈し、「支那の主権保持に関し、日本が欧米各国と結んだ条約、声明及び交換公文に違反する」と信じていることは最も警戒すべき点である。更に米政府は、日本が前後二回に亘って対支提案を米国に通知したことは、高平・レート協定によつた行動と解釈した点を留意すべきである。要するに米政府は「第一号及び第二号に關しては疑問を提起する考へはない」と述べているにもかかわらず、後に至つて第二に反対意見を提出し、また「第三号並びに第五号の第二、第五、第七項に關しても米国もしくは米国民の現存の権利及び利益に、特別の脅威を与えるとは思われない」と述べながら、これまた後に至つて、第三号に反対意見を披瀝している。一言の苦情をも述べなかつたのは、第五号第七項の布教権に關する件のみであつた。

日米間における福建問題

三月二〇日、加藤外相はガスリー大使を引見し、前記米政府の書類に対する日本政府の回答として、珍田大使に宛てた電報を読み聞かせた後、福建省の問題について言及した。日本は同省が台湾に近接しているため、頗る敏感であること、数年以前ジョン・ヘイ國務長官が、福建省の一港を米國海軍の貯炭所に改修せんとする提議を行ったがために、日本は不安を感じたこと、その不安は更に最近「ベスレーム」製鋼会社が右の港を改修する契約を支那と商議

中であるとの報道によって喚醒されたこと、福建省に関する日本の希望は如何なる国の如何なる行動にせよ、同省に地歩を求むることを目的とせざること、日本は同省に地歩を獲得せんとする他国の企図を以って、日本に対する非友誼的にして有害な行動と認むること、日本の欲する所は単にかかることを阻止せんとするにあつて、日本自身が同省に排他的な商業上の利益を得んとするものではないこと、情報によれば、福建省は貧省であつて価値ある鉱産資源の存在する様子のないこと、鉄道を敷設するにしても、地形が山嶽地帯であるために経費がかかつて利益にならないこと、もし日本が米国の申出によつて、福建省に関する希望を撤回ししかもその事実が世間に漏れたとすれば、日本において猜疑と憤激とを惹起し、日米間に増進しつつある友好関係を阻害すること等の事情を述べ、日本が福建省に関する希望を撤回するに先立ち、日米両国間に同省に関し将来の不安を一掃するために友好的声明を協定せんことを提議した。もし何等かかかる相互的了解が成立すれば、日米両国の友好的関係は一層強固になると信ずる旨を述べ、「要求」と「希望」との間には区別があること、日本は希望の達成を冀うが、武力を以ってこれを強要することは期待していないと打ち明け、最後に日本の提案に米国が反対したとの報道がワシントンで発表されたために、東京政府は直ちに困つたが、日本においても「米国は日本の対支提案全部を十分理解しなかつたがため、日本に説明を求めた。日本はその説明を与えた時、米国は満足したようである。日本の要求の何れに対しても、米国は抗議を申し出たことはない」との新聞記事を發表せしめた^⑩と語つた。要するに加藤外相の談話は、福建問題に集中され、しかも福建省に関して日米間に協定を遂げんことを提議したものである。

三月二二日、一方において珍田大使は國務長官と会見し、次の回答を正式に米国政府に致した。

日本政府が対支提案の内容を米国政府に内報したのは、決して高平・ルート協定に基いたものではない。一つは

米國が支那と密接な關係にあるがためであり、他は日本政府が、日米間の特殊な友好關係に重きを置いたがためである。

日本政府は米國政府が三月一三日付公文において、滿蒙及び山東に対する日本の地位をよく認識し、右兩地方に關する要求に対しては、何等問題を提起する意圖なき旨を言明されたことを大いに多とする。既に述べた如く、いわゆる希望条項は実行を勸告するものであって、これを強制せんとするものではない。

日本政府が今回の對支提案を行うに當り、支那の主權または獨立を傷つけ、その領土を侵しあるいは機會均等主義を破るが如き意圖をもっていないことは言を俟たない。これらの諸點に關しては、特に密な注意を払って今回の對支提案を立案した。

米國政府において意見のある諸条項中、第一の顧問の件は、支那の内政改善のために実行を切望するけれども、傭聘を強制するものでないことは勿論である。支那においてこの傭聘を実行すれば、日支關係を益々親善ならしめ得ると確信するのみである。

第二の兵器の件は、日本政府においては決して機會均等主義に違反するものとは考えない。実はこの条項を立案するに當っては、特にその點に考慮を加えた。殊に支那に日支合弁の兵器廠を設置する案が実行されるにおいては、かかる懸念は益々失われる。

第三の警察の件は、主として滿州を指すことはかつて説明した通りである。滿蒙に關する要求に対しては、米國政府において何等問題を提起する意圖なしとの趣旨であるが故に、この際改めてその旨を内報する。

第四の福建省に対する投資優先權の件は他にもかかる例がある。例えば英國が山西省の鈹業に關し、仏蘭西が広

東、広西、雲南三省の鉱業に関し、英国が湖南、湖北両省の鉄道に関し、並びにドイツが山東省における諸事業に関する投資優先権の如き、日本の福建省に対する投資優先権に優るとも劣るものではない。

元来福建省に関しては、米政府にも通報せる如く、台湾との関係上、日本は支那政府から同省の不割譲約束を取付けている。支那以外の勢力がこの地方に及ぶことは、日本として等閑視することはできない。従来、同地方と日本との特殊関係を顧みず、他国において同地方の港湾、交通機関等の事業に手出し、もしくは同地方の一部を租借せんとするやの風説さえ流布されたことがある。これらの風説の伝わる毎に、日本国民の感情は興奮しその神経は著しく刺激された。殊に両三年来、三都澳軍港借款問題その他同地方に関する米国関係の風説が、しきりに流布されるため、同地方と米国との関係については、日本国民の感情を機微にしてきた。露骨に言えば、同地方に外国の勢力がはいふことは、日本国民に直接間接台湾の防衛が脅かされることになるとの感情を抱かせることになる。今回の福建省投資優先権に関する希望も、かくの如き日本国民に幾分かの安心を与えるためである。

しかるに、米政府の希望によって本条項を撤回したとすれば、日本国民に甚大な刺激を与える。況んや日本が条項を撤回した後、米国自身が同地方に前記の如き懸念する施設を作るならば、日本国民の感情がいかなるべきかは特に言説を俟たない。故にもし米政府において、希望することは前記の誤解をとくため、本条項に関し日本政府において考慮を加えないこともないが、米政府においても今後米国人をして直接間接福建省に対し、前記の結果を生ずる何等の施設をもなすことを差し控えることを日本政府に約束し、かつこれを嚴重に実行せられたい。右は日本政府と同地方との関係に顧み、やむを得ない所であることを諒解してもらいたい。日本政府の希望する米政府の約束は一九〇〇年一二月、三沙澳を貯炭所として租借する件に関し米政府の示された態度^②、並びに一九

一四年五月、三都澳借款問題に関し米国政府の執られた措置に顧み、その精神において一致するが故に、米国政府としても決して不同意はあるまい。

日本政府は対米回答を機とし、福建省に対する米国の野心を打ち砕くと同時に、日本政府も同省に対する希望を撤回する代り、米国政府も福建省に対する野心を断念するよう一札入れてもらいたいと迫ったものである。

註

① ラインシュ駐支公使は、一月一日、日置公使が袁世凱に陳述した口上を、全て支那政府から内報を得て、米国政府に報告していた (*Foreign Relations of the United States, 1915, pp. 131—132*)。彼は後に自著において、この事実を公言せるのみならず、支那政府に対する助言者であったとさえ告白している。彼と支那の外交部長との連絡係は顧維鈞であったと言っている (*Reinsch, P. S. An American Diplomat in China, London, 1922, p. 144*)。

② 日本外交年表並主要文書上、原書房、昭和五三年、三八二—三八四頁。

③ 何故日本がかかる要求を提起したかに関しては沿革上の理由がある (田村幸策著、「支那外債史論」、外交時報社、昭和一〇年、一六六—一九七頁、二二五—二三二頁参照)。

④ 田村幸策著、「最近支那外交史」上巻、外交時報社、昭和一四年、五〇〇—五四一頁。

⑤ 鹿島守之助著、「日本外交史」、第一巻、鹿島研究所出版会、昭和四八年、三一—四頁。

⑥ *Foreign Relations of the United States, 1915. pp. 82—88.*

⑦ *Ibid., pp. 83—85.*

⑧ *Ibid., p. 92.*

⑨ *Ibid., p. 92.*

⑩ 二一ヶ条の全文を米国政府に内報した支那公使の覚え書きには日付がない。米国政府は、二月一九日発の在支公使宛電報には「支那公使から完全な記述を受取った」と述べているにかかわらず、それから一時間後の同日午後三時に発して、ガスリー大使宛電報には前述の如く新聞記事を引用している。

⑪ *Ibid., pp. 93—97.*

- ⑫ Foreign Relations of the United States (The Lansing Papers), 1914—1920. vol. II, p. 405. 以下単に The Lansing Papers と省略して引用する。
- ⑬ 日本政府に門戸開放主義を再確認させんとするランシング思想は、やがて彼が國務長官に昇格した後、石井特派大使を迎えて、いわゆる石井・ランシング協定を討議した際に結実している。
- ⑭ ラインシュ在支公使は、三月六日の日支会談において、日置公使が日本政府は交渉の緩慢なるに不満であるから、三月一二日まで重要な譲歩がなければ、外交以外の手段に訴えるかも知れないと述べたと報告している。(Foreign Relations of the United States, 1915, p. 103.)
- ⑮ The Lansing Papers, pp. 407—409.
- ⑯ The Lansing Papers, p. 409.
- ⑰ Foreign Relations of the United States 1915, pp. 105—111.
- ⑱ The Lansing Papers. p. 409.
- ⑲ Foreign Relations of the United States. 1915, pp. 113—115.
- ⑳ Ibid., pp. 113—115. Footnote. (一九〇〇年十二月七日、ジョン・ヘイ國務長官の「米国政府は福建の北方、三沙湾に貯炭所を欲すること切である」との日本政府に対する申し出に、日本政府は「米国がこの企画を放棄せんことを希望する」と回答した。